

**飼料自給率向上緊急対策事業**

**飼料生産組織の規模拡大等支援**

**—安定的な国産飼料の供給支援—**

**事業概要**

令和6年5月

一般社団法人 日本草地畜産種子協会



# 事業実施スケジュール



**長期供給契約、長期作業受託契約の締結**

※当該契約以前の収穫等は補助対象外

**補助金交付申請書(事業参加申込書)の提出**

※交付申請前の収穫等でも長期契約に盛り込まれていれば申請可

**交付決定通知**

※確認書類等の内容を確認ができたものから、交付決定

**MAFFアプリによる位置情報付き写真撮影、  
土壤分析、飼料分析**

※写真と分析の結果を保管

**実績報告の提出**

11/29(金)までに証憑を含め提出

# 事業参加申込(交付申請)

## 【事業参加申込時の添付書類】

- ①補助金交付申請書(事業参加申込書)
- ②長期供給契約書又は長期作業受託契約書(以下「長期契約」という)の写し
- ③事業要件である飼料作物作付地に係る所有権又は利用権及び面積の確認書類として次のいずれかを添付
  - 供給契約においては、飼料生産組織自らに係る
    - ・農用地利用集積計画書、
    - ・農地法第3条の許可書／自己有地を証明する土地登記簿、
    - ・土地課税台帳、
    - ・農地基本台帳
  - 等の公的な書類の写し
- 作業受託契約においては、契約相手農家に係る同上の書類
- ④提出書類に係る申告書(交付申請)

※共通

令和6年度が事業参加1年目の飼料生産組織は前年度実績を明らかにする書類(令和5年度総会資料等)

令和5年度に事業参加し2年目の飼料生産組織は令和4年度実績及び5年度計画に係る確認書類は提出済みのため不要

【提出先】 日本草地畜産種子協会の事務委託先(各都道府県の関係団体)

【申込期間】 令和6年6月1日～30日

# 【事業参加申込の手順】

- ①畜産農家等と長期契約を締結する。
- ②補助金交付申請(事業参加申込)に必要な農地基本台帳等の公的な書類(3ページの③)を入手する。
- ③長期契約に係る農地等について、農業経営基盤強化促進法に基づく**地域計画への位置付けに資するため**、補助金交付申請書類一式(3ページの①～③)を揃えて**市町村の地域計画の担当者に説明・共有する**。
- ④③で説明・共有した日時、当該担当者の所属と氏名、連絡先(TEL、メール)を**補助金交付申請書に記載し**、当該担当者の確認を受ける。
- ⑤日本草地畜産種子協会(以下「協会」という)が、事務委託先として公表する農業畜産関係団体や地方公共団体(以下「委託団体」という)に補助金交付申請書を提出する。

## 【委託団体が公表されていない地域の場合】

新たな事務委託先を設置する必要があるため、事業参加希望者は、協会の事務委託先の候補となりうる農業畜産関係団体や地方公共団体に事業申請することを事前に伝え、速やかに**協会に当該団体名を報告する**。

※以上の内容は協会等から都道府県、市町村に改めてお知らせする予定。

# 実績報告

## 【実績報告書の提出期限と注意点】

提出期限:令和6年11月29日

※ただし、交付申請書に令和6年11月に収穫予定と記載した場合は12月20日が期限

また、これに伴い飼料分析結果が遅れる場合、当該結果は令和7年1月末までに提出

※電子メールでの提出の場合は、提出時に提出先に送信した旨を連絡

## 【実績報告書の添付書類】

### ①供給契約(生産・販売)の場合

事業参加申込書に記載されたすべての契約相手農家への飼料・稻わらの販売代金の請求日や同農家から納金日が確認できるなどの飼料供給の取引が終了したことがわかる書類(相当する収穫等面積を記載すること)の写し

### ②作業受託契約の場合

契約相手農家への受託料金の請求日や同農家からの納金日など、作業が終了したことがわかる書類(収穫等面積を記載すること)の写し

#### ①、②共通

1: 土地の所有を明らかにする農地基本台帳等の写し（交付申請時に提出済ならば省略可）

2: 土壌と飼料の分析結果の写し

3: 飼料作物の作付け状況、稻わらの収集風景が分かる MAFFアプリで撮影した位置情報付きの写真

4: 提出書類に係る申告書(実績報告)

【提出先】日本草地畜産種子協会の事務委託先(各都道府県の関係団体)

# 交付変更等承認申請

## 【交付変更等承認申請書の提出】

次のいずれかに該当するときは、速やかに交付変更等承認申請書を提出し承認を受けてください。

1. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
2. 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

## 【申請が必要な場合と添付書類】

### I. 全体の作業面積に変更がない場合

- ① 契約農家の構成に変更がある場合:

交付変更等承認申請書に追加した契約農家との長期契約書の写し(当該農家に係る確認書類等を含む)を添付して提出。

- ② 契約農家の構成に変更がない場合:

申請は不要。実績報告書に面積に変更のあった契約農家の変更長期契約書(増加面積分に係る確認書類等を含む)を添付して提出。

### II. 全体の作業面積に減少がある場合

交付申請時の面積拡大が未達成となるため、その原因が既存分、拡大分に関わらず、

- ① 要件(前年度より作業面積が10%以上増加等)を満たさない場合:

事業中止のための交付変更等承認申請書を提出。

- ② 要件(同上)を満たす場合:

I. 全体の作業面積に変更がない場合に準じて手続きを実施(ただし補助対象は前年度の作業面積との差のみ)。

### III. 全体の作業面積に増加がある場合

実績報告書には当該増加分の記載は不要で、交付申請の計画に沿った実績報告を提出。

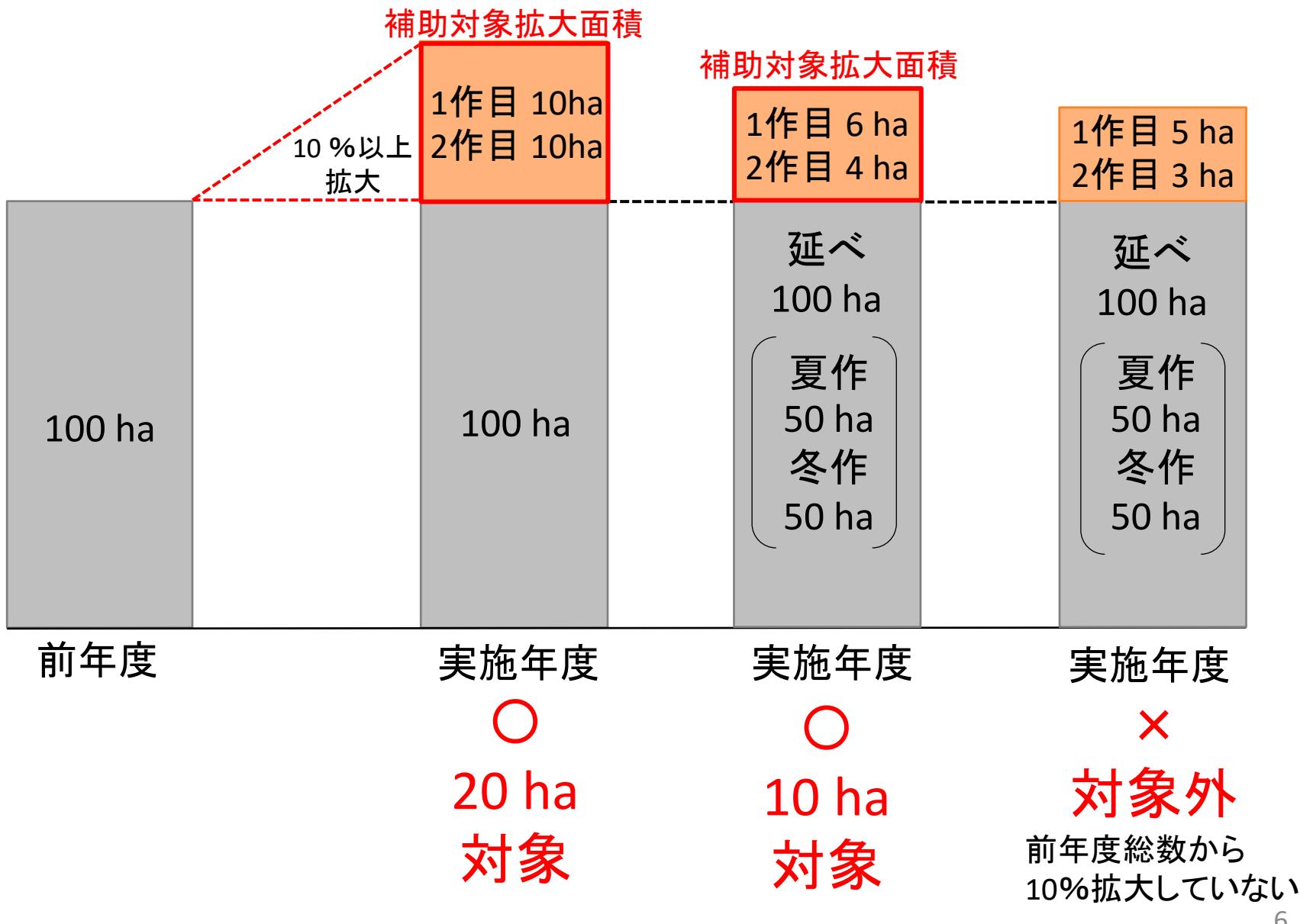
ただし、契約農家間の面積の増減や契約農家の入れ替えがある場合は、

「I. 全体の作業面積に変更がない場合」に準じた手続きが必要。

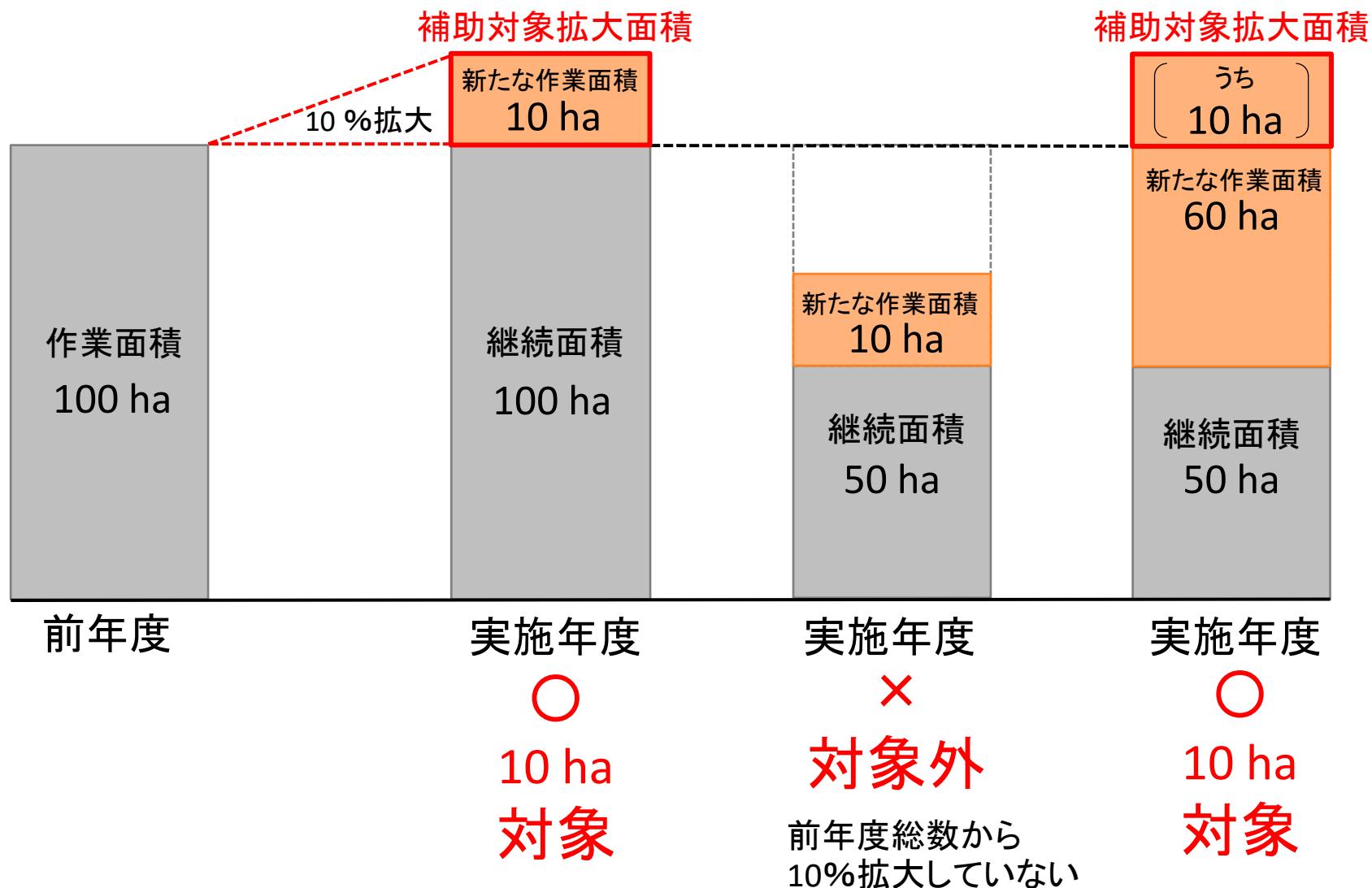
## 【提出先】

日本草地畜産種子協会の事務委託先(各都道府県の関係団体)

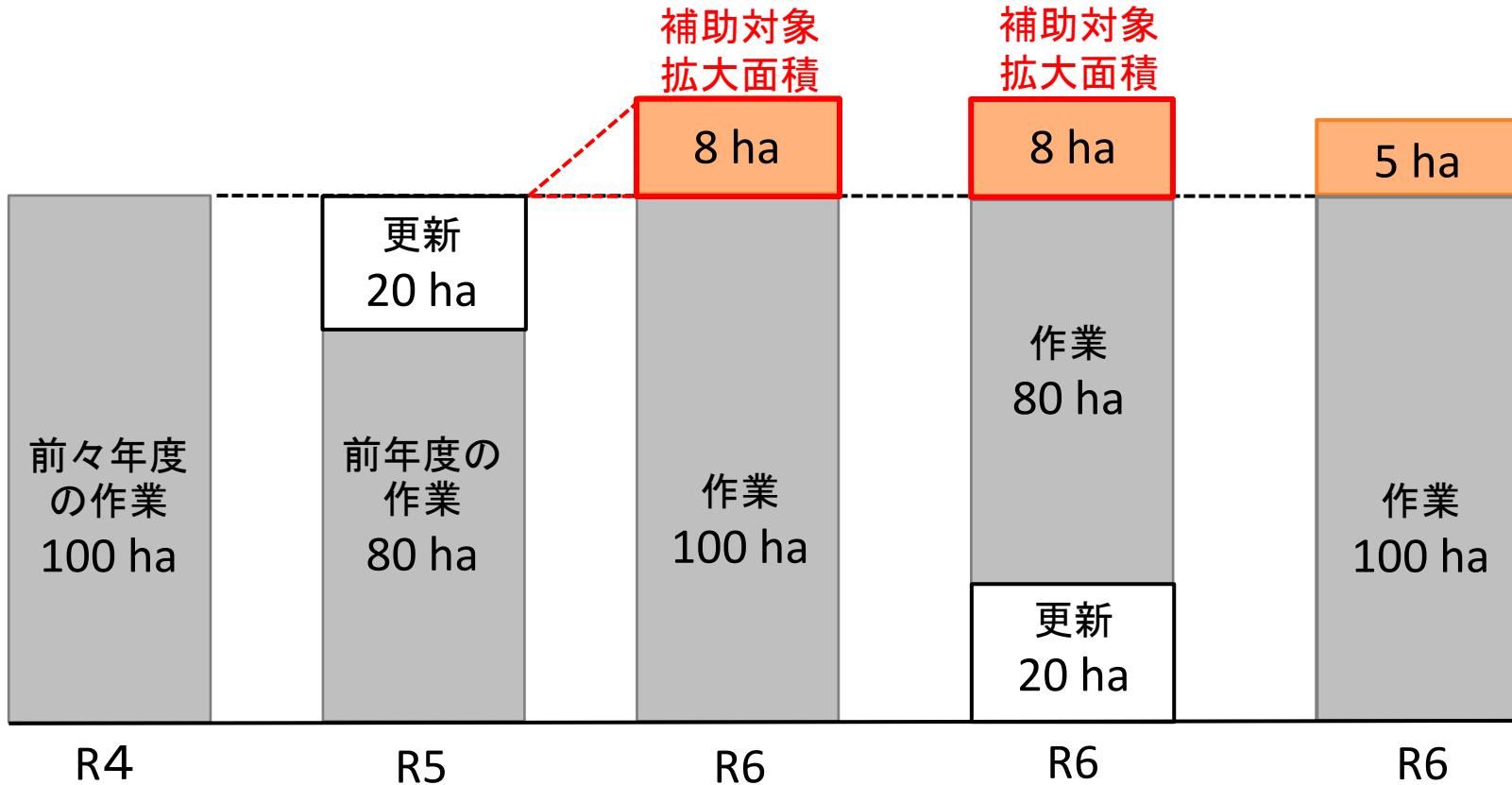
# 補助対象となる作付拡大面積



# 前年度の作業面積が減少した場合の補助対象作付面積



# 草地更新※により作業面積が上下する場合の支援対象面積の考え方



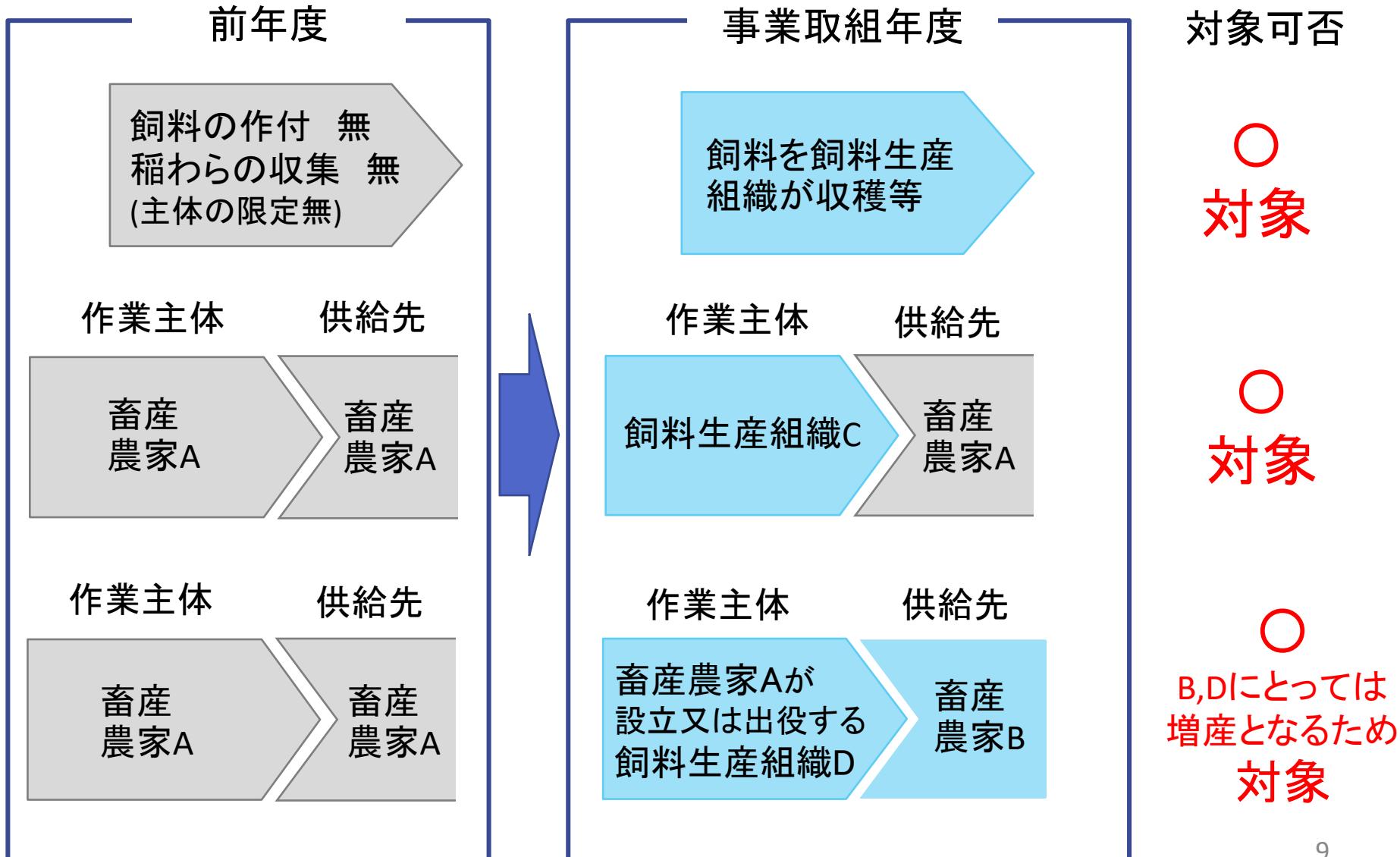
※更新作業の様子について、MAFFアプリで撮影した位置情報付きの写真を実績報告時に提出してください。  
※災害等による作業面積の変化については要相談。

○  
8 ha  
対象

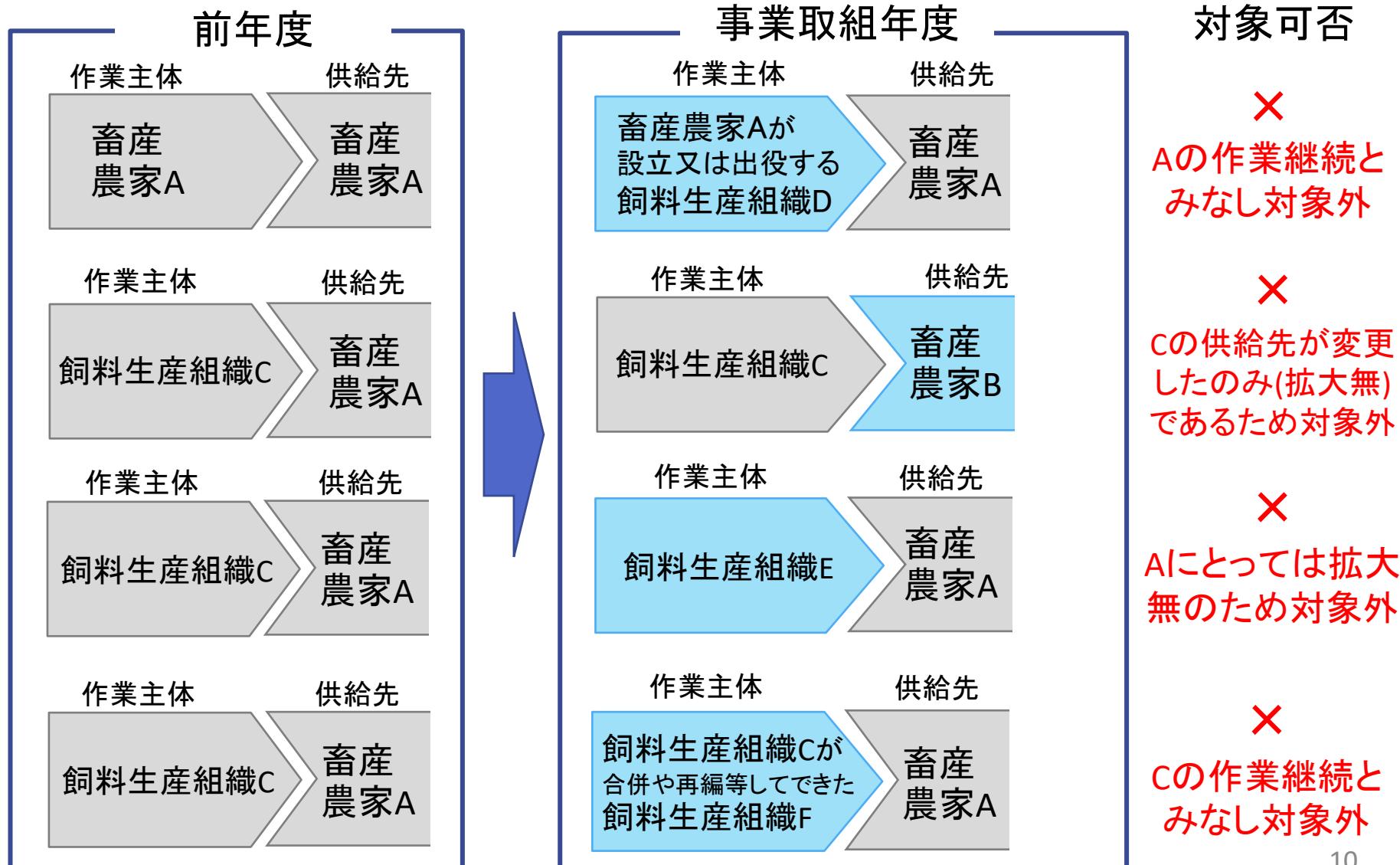
○  
8 ha  
対象

×  
**対象外**  
R4作業面積から  
新たな作業面積が  
10%以上拡大してい  
ない

# 作業拡大農地(補助申請農地)における 作付品目・収穫作業者・供給先ごとの補助対象①



# 作業拡大農地(補助申請農地)における 作付品目・収穫作業者・供給先ごとの補助対象②



# 飼料生産組織の規模拡大等支援(拡大分面積払い)

## ①基本

(5年以上の供給・作業受託契約)



## ②契約面積が 減少した場合

